

江南市心身障害者小規模授産施設の譲渡に係る覚書（案）

江南市（以下「売出人」という。）と 社会福祉法人●●●●●（以下「買受人」という。）は、江南市心身障害者小規模授産施設の譲渡後の運営について、次のとおり覚書を取り交わすものとする。ただし、当該施設の譲渡に係る売買契約については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により江南市議会の議決を必要とするため、議会の議決前は仮覚書とし、議会の承認議決を受けたときはこれを本覚書とみなす。なお、売買契約について議会の議決が得られないときは、この仮覚書は無効となり、売出人は損害賠償の責は負わないものとする。

（目的）

第 1 条 この覚書は、「江南市立心身障害者小規模授産施設の民間譲渡に係る譲渡先法人募集要項」及び添付資料（以下「募集要項」という。）に示す事項について、売出人と買受人双方が遵守すべき事項を明確にし、円滑な施設の運営を図ること目的とする。

（遵守事項）

第 2 条 買受人は、江南市心身障害者小規模授産施設の譲渡後の運営にあたり、募集要項及び当該施設の民間譲渡の申込みをした際に提出した書類に記載した提案内容を遵守し、積極的に運営内容の向上に努めるものとする。

（遵守事項の履行の確認）

第 3 条 売出人は、前条の遵守事項が確実に行われているかについて確認を行い、買受人はこれに協力するものとする。

（譲渡する土地・建物・備品）

第 4 条 土地・建物の譲渡については募集要項に定める（別紙 3）「仮公有財産売買契約書」を速やかに締結しなければならない。

- 2 売出人は、引き渡し時点で施設に有する売出人の所有する全ての備品について、現状有姿で漏れ無く買受人に無償で譲渡し、引き継ぐものとする。
- 3 買受人は、前項で規定する備品のうち、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号）に定める耐用年数を経過していない備品について、耐用年数の経過前に処分する場合は、事前に売出人に報告しなければならない。

（指定用途等）

第 5 条 買受人は、譲渡する土地・建物・備品等を募集要項に定める「江南市立心身障害者小規模授産施設の譲渡に係る諸条件」及び本覚書第 4 条第 1 項に規定する「仮公有財産売買契約書」に規定する内容に従って使用しなければならない、売出人の承諾を得ないでその用途を変更してはならない。

（適切な維持管理）

第 6 条 買受人は、施設利用者や職員の労働環境の維持改善のため、土地、建物及び建物に附属する工作物、外構等の維持管理を適切に行うものとする。

（信義誠実の原則）

第 7 条 売出人及び買受人は、本覚書の履行に際しては、信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。

（覚書の解除）

第8条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当する場合は、この覚書を解除することができるものとする。

- （1）買受人が、解散命令を受けたとき等、何らかの理由で事業の継続ができなくなった場合
- （2）買受人が、関係法令、条例、規則又はこの覚書の条項に違反し、是正又は改善の見込みがない場合

2 前項の規定によりこの覚書を解除した場合において、買受人に損害が生じても、売払人はその賠償の責を負わない。

3 売払人又は買受人の一方から、この覚書の解除の申し出があり、双方が合意した場合は、この覚書を解除することができるものとする。

（疑義等の決定）

第9条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じたときは、売払人及び買受人が協議して定めるものとする。この覚書の締結を証するため本書2通を作成し、それぞれに売払人及び買受人記名押印して各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

売払人 江南市赤童子町大堀90番地
江南市
江南市長 澤田 和延

買受人 住所△△△△△△△△△△△△△△
名称 社会福祉法人 △△△△△△△
代表者 理事長 △△ △△ 印